

# 社会福祉法人A n n B e e 理事及び評議員・監事報酬規程

## ( 目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人A n n B e e の理事及び評議員並びに監事の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

## ( 報酬)

第2条 理事及び評議員並びに監事には報酬はなしとする。

## (費用弁償)

第3条 理事及び評議員並びに監事には、理事会・評議員会、監査及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。ただし社会福祉法人A n n B e e において日常業務に従事している理事は費用弁償はなしとする。

## (費用弁償の額)

第4条 費用弁償として1回3 , 0 0 0円を支給するものとする。

## (支給日)

第5条 費用弁償の支給日は、第3条による支払い事由の発生した日とする。